川崎市公告第1422号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 7年 10月 22日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

	件 名 上野川歩道橋補修工事
競争入札に付する事項	履行場所 川崎市宮前区野川本町1丁目8番地先
11 / 50 7 7	履行期間 契約の日から令和8年3月31日まで
	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。
	(3)次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。
	ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。
	イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。
	ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。
	※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札シ
	ステムによる申込ができません。
	(4) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されているこ
	と。
	(5) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」で登録されていること。
	(6)令和7・8年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が30点以上であること。
	(7)「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による
参加資格	中小企業者であること。
2 74 2 TH	(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
	(9) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
	ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場
	合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建
	設業の許可でも可とします。
	また、本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未
	満となった場合は特定建設業の許可を要しません。
	(10) 監理技術者資格者証(業種「塗装」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。
	※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなけれ
	ばなりません(別に定める場合は、この限りではありません。)。
	ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場
	合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技
	術者でも可とします。

本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満とな

	った場合は監理技術者を要しません。
	また、本工事の請負代金が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)未
	満となった場合は専任を要しません。
	なお、建設業法第26条第3項ただし書及び同項第2号により専任義務を緩和する場合
	の監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現
	場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
	情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円
	未満(建築一式工事については2億円未満)の工事については2現場までの兼務を可とし
	ます。
	詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。
契約条項を	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)
示す場所等	電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和 7年 11月 18日 13時 30分 (財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)	
	件名 木月住吉町歩道橋補修工事
競争入札に 付する事項	履行場所 川崎市中原区木月住吉町8番地先
	履行期間 契約の日から令和8年3月31日まで
	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。
	(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。
	ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。
	イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。
	ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。
	※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札シ
	ステムによる申込ができません。
	(4)令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されているこ
	E.
	(5)令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録され ていること。
	中小企業者であること。
	(7)有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
	(8) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
	ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場
	合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建
<u> </u>	設業の許可でも可とします。
参加資格	また、本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未
	満となった場合は特定建設業の許可を要しません。
	(9)監理技術者資格者証(業種「塗装」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。
	※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなけれ
	ばなりません(別に定める場合は、この限りではありません。)。
	ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場
	合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技
	術者でも可とします。
	本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満とな
	った場合は監理技術者を要しません。
	また、本工事の請負代金が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)未
	満となった場合は専任を要しません。
	なお、建設業法第26条第3項ただし書及び同項第2号により専任義務を緩和する場合
	の監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者を記置する場合は、2現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現場に関することが表現します。
	場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
	情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円 表法(建筑一式工事にのいては2億円表法)の工事にのいては2月世末での兼務な可は1
	未満(建築一式工事については2億円未満)の工事については2現場までの兼務を可とし ます。
	^{ょ 9 。} 詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。
ナログレク マエン	許神は、「八代夫がに関する共通事項」を呼見、たさい。

示す場所等	電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和 7年 11月 20日 13時 30分 (財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)	
** * T + L) = 1	件名東扇島係留施設桟橋杭補修工事
競争入札に 付する事項	履行場所 川崎市川崎区東扇島地先
1,7,0,7,	履行期間 契約の日から令和8年3月31日まで
	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。
	(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。
	ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。
	イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。
	ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。
	※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札シ
	ステムによる申込ができません。
	(4) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登
	録されていること。
	(5) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「港湾」ランク「A」
	で登録されていること。
	(6) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
	(7) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
	ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場
	合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建
	設業の許可でも可とします。
参加資格	また、本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未
沙川貝 俗	満となった場合は特定建設業の許可を要しません。
	(8) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。
	※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなけれ
	ばなりません(別に定める場合は、この限りではありません。)。
	ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場
	合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技
	術者でも可とします。
	本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満とな
	った場合は監理技術者を要しません。
	また、本工事の請負代金が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)未
	満となった場合は専任を要しません。
	なお、建設業法第26条第3項ただし書及び同項第2号により専任義務を緩和する場合
	の監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現
	場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
	情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円
	未満 (建築一式工事については2億円未満) の工事については2現場までの兼務を可とし
	ます。
	詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。
契約条項を	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)
示す場所等 入札日時等	電話番号 044-200-2099 令和 7年 11月 20日 13時 30分 (財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
, - 1 → b.1 - http - p	×=

契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)	
	件 名 多摩区内準用河川五反田川護岸改修(その2)工事
競争入札に 付する事項	履行場所 川崎市多摩区栗谷3丁目33番地先他1箇所
11) 04 %	履行期間 契約の日から令和8年3月31日まで
	(1)川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2)川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。
	(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。
	ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。
	イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。
	ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。
	※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札シ
	ステムによる申込ができません。
	(4)令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されているこ
	と。
	(5) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」で登録され
	ていること。
	(6)「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による
	中小企業者であること。
	(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
	(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
	ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場
	合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建
参加資格	設業の許可でも可とします。
	また、本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未
	満となった場合は特定建設業の許可を要しません。
	(9) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。
	※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなけれ がわります。 (PU) ではるは、この関いではよります。
	ばなりません(別に定める場合は、この限りではありません。)。
	ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場合は8.000万円)な下回り、「下誌初約に関する契約書」な場出した場合は、主任は
	合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技 術者でも可とします。
	本工事の間負代並がる, 000万円 (建業 - 以工事の場合はる, 000万円) 不禰となった場合は監理技術者を要しません。
	また、本工事の請負代金が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)未
	満となった場合は専任を要しません。
	なお、建設業法第26条第3項ただし書及び同項第2号により専任義務を緩和する場合
	の監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現
	場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
	一次に血生及所を間間とりはく配置することを変じるす。 情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円
	未満(建築一式工事については2億円未満)の工事については2現場までの兼務を可とし
	ます。

示す場所等	電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和 7年 11月 18日 13時 30分 (財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)	
## # - II >	件 名 浮島1期地区仮置場整備工事
┃ 競争入札に ┃ 付する事項	履行場所 川崎市川崎区浮島町地内
11,701,7	履行期間 契約の日から令和8年3月31日まで
	(1)川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2)川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。
	(3)次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。
	ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。
	イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。
	ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。
	※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札シ
	ステムによる申込ができません。
	(4)令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されているこ
	(5) 令和7·8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」で登録され
	ていること。
	(6)令和7・8年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が50点以上であること。
	(7)「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による
	中小企業者であること。 (8)有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
	(8) 有効期間的の経営事項審査の総合計定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
	(9) エボエ事業に係る特定建成業の計句を支げていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場
	合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建
参加資格	設業の許可でも可とします。
	また、本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未
	満となった場合は特定建設業の許可を要しません。
	 (10) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。
	※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなけれ
	ばなりません(別に定める場合は、この限りではありません。)。
	ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場
	合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技
	術者でも可とします。
	本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満とな
	った場合は監理技術者を要しません。
	また、本工事の請負代金が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)未
	満となった場合は専任を要しません。
	なお、建設業法第26条第3項ただし書及び同項第2号により専任義務を緩和する場合
	の監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現
	場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
	情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円
	未満(建築一式工事については2億円未満)の工事については2現場までの兼務を可とし ・
	ます。
	詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。

契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和 7年 11月 20日 13時 30分 (財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件6)	
	件名 渋川整備工事
競争入札に 付する事項	履行場所 川崎市中原区木月4丁目22番地先ほか1箇所
	履行期間 契約の日から令和8年3月31日まで
	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。
	(3)次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。
	ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。
	イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。
	ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。
	※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札シ
	ステムによる申込ができません。
	(4)令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されているこ
	(5) 令和7·8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録され マルスこよ
	ていること。 (6)「宮公宝についての中小企業者の受けの確保に関する法律」第9条第1項第1号による
	(6)「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による 中小企業者であること。
	中小企業者であること。 (7)有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
	(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
	(8) エポエ事業に帰る特定建設業の計刊を支げていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場
	設業の許可でも可とします。
参加資格	また、本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未
	満となった場合は特定建設業の許可を要しません。
	(9)監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。
	※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなけれ
	ばなりません(別に定める場合は、この限りではありません。)。
	ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場
	合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技
	術者でも可とします。
	本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満とな
	った場合は監理技術者を要しません。
	また、本工事の請負代金が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)未
	満となった場合は専任を要しません。
	なお、建設業法第26条第3項ただし書及び同項第2号により専任義務を緩和する場合
	の監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者を記置する場合は、2現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現場に関することが表現します。
	場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
	情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円 表法(建筑一式工事にのいては2億円表法)の工事にのいては2月世末での兼務な可は1
	未満 (建築一式工事については 2 億円未満) の工事については 2 現場までの兼務を可とし
	ます。 詳細は「1月初れに関する世通車頂」を御覧とださい
初め及です。	詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。

示す場所等	電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和 7年 11月 18日 13時 30分 (財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

	件 名 宮前区内矢上川樋門改修工事
競争入札に 付する事項	履行場所 川崎市宮前区西野川2丁目37番地先
11) 5 7 7 7	履行期間 契約の日から令和8年3月31日まで
	(1)川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。
	(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。
	ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。
	イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。
	ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。
	※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札シ
	ステムによる申込ができません。
参加資格	(4)令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されているこ
	と。
	(5) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録され
	ていること。
	(6)「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による
	中小企業者であること。
	(7)有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
	(8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。
	(9)主任技術者(業種「土木」)を配置できること。
契約条項を	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)
示す場所等	電話番号 044-200-2099
入札日時等 入札保証金	令和 7年 11月 6日 13時 30分 (財政局資産管理部契約課土木契約係) 免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件8)	
	件の名が一様が森公園整備工事
競争入札に 付する事項	履行場所 川崎市川崎区鋼管通3-12-1
	履行期間 契約の日から令和8年3月13日まで
	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。
	(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。
	ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。
	イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。
	ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。
	※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札シ
	ステムによる申込ができません。
	(4)令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されているこ
	<u>ک</u> .
	(5)令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。
	(6)令和7・8年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が30点以上であること。
	(7)「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による
	中小企業者であること。
	(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
	(9) 造園工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
	ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場合は8.000万円)な工屋は、「工誌初約2周よる抵約書」な提出しな担合は、「批議
	合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建
参加資格	設業の許可でも可とします。 また、木工東の誌色代会が5、000万円(建筑一式工東の場合は8、000万円)ま
	また、本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未 満となった場合は特定建設業の許可を要しません。
	(10) 監理技術者資格者証(業種「造園」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。
	(10) 監理技術有貨格有証 (素種「垣園」) の交刊を受りた技術有を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなけれ
	ばなりません(別に定める場合は、この限りではありません。)。
	ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場
	合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技
	術者でも可とします。
	本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満とな
	った場合は監理技術者を要しません。
	また、本工事の請負代金が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)未
	満となった場合は専任を要しません。
	なお、建設業法第26条第3項ただし書及び同項第2号により専任義務を緩和する場合
	の監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現
	場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
	情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円
	未満 (建築一式工事については2億円未満) の工事については2現場までの兼務を可とし
	ます。
	詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。
刧幼冬百ち	川崎市財政民资竞等理划划约理上大规约核 ($= 910.0877$ 川崎市川崎区宣大町 1.844))

示す場所等	電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和 7年 11月 18日 13時 30分 (財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

競争入札に 付する事項 履行場所 川崎市高津区坂戸3丁目10-8 履行期間 契約の日から令和8年3月31日まで (1)川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2)川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3)次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札: ステムによる申込ができません。 (4)令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている。
履行期間 契約の日から令和8年3月31日まで (1)川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2)川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3)次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札・ステムによる申込ができません。
(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札を加資格
(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札を ステムによる申込ができません。
ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札を ステムによる申込ができません。
イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札: ステムによる申込ができません。
ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札: ステムによる申込ができません。
※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札: ステムによる申込ができません。
ステムによる申込ができません。 参加資格
┃ 参加資格 ┃
参加資格 (4)令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている。
と。
(5) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること
(6)「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による
中小企業者であること。
(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
(8) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。
(9) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。
契約条項を 川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)
示す場所等 電話番号 044-200-2099
入札日時等 令和 7年 11月 6日 13時 30分 (財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金 免
型約書作成 要
その他 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件10)	
	件 名 東扇島臨港道路幹線5号道路改良(その2)工事
競争入札に付する事項	履行場所 川崎市川崎区東扇島地内
11) 07 %	履行期間 契約の日から令和8年3月31日まで
	(1)川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2)川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。
	(3)次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。
	ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。
	イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。
	ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。
	※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札シ
	ステムによる申込ができません。
	(4)令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されているこ
	と。
	(5)令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録され
	ていること。
	(6)令和7・8年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が70点以上であること。
	(7)「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による
	中小企業者であること。
	(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
	(9)舗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
	ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場合)
乡 加次协	合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建
参加資格	設業の許可でも可とします。 ************************************
	また、本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未 満となった場合は特定建設業の許可を要しません。
	個となりに物口は特定建成業の計画を安しません。 (10) 監理技術者資格者証(業種「舗装」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。
	※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなけれ
	ばなりません(別に定める場合は、この限りではありません。)。
	ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場
	合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技
	術者でも可とします。
	本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満とな
	った場合は監理技術者を要しません。
	また、本工事の請負代金が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)未
	満となった場合は専任を要しません。
	なお、建設業法第26条第3項ただし書及び同項第2号により専任義務を緩和する場合
	の監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現
	場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
	情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円
	未満 (建築一式工事については2億円未満) の工事については2現場までの兼務を可とし
	ます。

詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。

契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和 7年 11月 20日 13時 30分 (財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件11)	
## # - II >	件 名 幸区内主要地方道鶴見溝ノ口舗装道補修(切削)工事
競争入札に 付する事項	履行場所 川崎市幸区南加瀬2丁目36番地先
	履行期間 契約の日から令和8年3月16日まで
	(1)川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2)川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。
	(3)次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。
	ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。
	イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。
	ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。
	※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札シ
	ステムによる申込ができません。
	(4)令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されているこ
	と。
	(5) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録され
	ていること。
	(6)「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による
	│ 中小企業者であること。 │ (7)有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
	(7) 有効期間内の経営事項番重の総合計定値通知者を有じていること。 (8) 舗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
	(0) 開級工事業に係る特定建設業の計句を支げていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場
	合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建
	製業の許可でも可とします。
参加資格	また、本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未
	満となった場合は特定建設業の許可を要しません。
	│ │ (9)監理技術者資格者証(業種「舗装」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。
	 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなけれ
	ばなりません(別に定める場合は、この限りではありません。)。
	ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場
	合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技
	術者でも可とします。
	本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満とな
	った場合は監理技術者を要しません。
	また、本工事の請負代金が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)未
	満となった場合は専任を要しません。
	なお、建設業法第26条第3項ただし書及び同項第2号により専任義務を緩和する場合
	の監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現
	場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
	情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円
	未満(建築一式工事については2億円未満)の工事については2現場までの兼務を可とし
	ます。
trible to are a	詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。

示す場所等	電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和 7年 11月 18日 13時 30分 (財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
	(1)本工事は、「川崎市請負工事受注機会確保方式」対象案件です。
	ア 入札参加者は、「幸区内主要地方道鶴見溝ノ口舗装道補修(切削)工事」又は「中原
	区内一般国道409号舗装道補修(切削)工事」のいずれか1件のみ落札ができるもの
その他	とします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第3条の規定に該当
	する場合は、この限りではありません。
	イ 落札候補者決定は、「幸区内主要地方道鶴見溝ノ口舗装道補修(切削)工事」、「中原
	区内一般国道409号舗装道補修(切削)工事」の順に行います。
	ウ 本工事の落札候補者となった者は、以降に落札候補者を決定する本方式対象案件の落
	札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第3
	条の規定に該当する場合は、この限りではありません。
	エ 上記アの対象工事においては、配置できる技術者が1名でも全ての入札に参加するこ
	とが可能です。詳細は、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第4条4を御覧
	ください。
	(2) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件12)	
	件 名 中原区内一般国道409号舗装道補修(切削)工事
競争入札に付する事項	履行場所 川崎市中原区中丸子135番地先 ほか2箇所
	履行期間 契約の日から令和8年3月31日まで
	(1)川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2)川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。
	(3)次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。
	ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。
	イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。
	ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。
	※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札シ
	ステムによる申込ができません。
	(4)令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されているこ
	と。
	(5) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録され
	ていること。
	(6)「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による
	中小企業者であること。 (7) 右効期間内の経営東西家本の総合証字は通知書も右していること。
	(7)有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8)舗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
	(6)
参加資格	製業の許可でも可とします。
	また、本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未
	満となった場合は特定建設業の許可を要しません。
	│ │ (9)監理技術者資格者証(業種「舗装」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。
	※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなけれ
	ばなりません(別に定める場合は、この限りではありません。)。
	ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場
	合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技
	術者でも可とします。
	本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満とな
	った場合は監理技術者を要しません。
	また、本工事の請負代金が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)未
	満となった場合は専任を要しません。
	なお、建設業法第26条第3項ただし書及び同項第2号により専任義務を緩和する場合
	の監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現
	場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
	情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円
	未満(建築一式工事については2億円未満)の工事については2現場までの兼務を可とし
	ます。 ※wm : 「1 4 却 (4) z 用 ト z 4 次 表 z 5 、 z /如 原 z 2 x 2 x 3 x 3 x 3 x 3 x 3 x 3 x 3 x 3 x
	詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。

示す場所等	電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和 7年 11月 18日 13時 30分 (財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
	(1)本工事は、「川崎市請負工事受注機会確保方式」対象案件です。
	ア 入札参加者は、「幸区内主要地方道鶴見溝ノ口舗装道補修(切削)工事」又は「中原
	区内一般国道409号舗装道補修(切削)工事」のいずれか1件のみ落札ができるもの
その他	とします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第3条の規定に該当
	する場合は、この限りではありません。
	イ 落札候補者決定は、「幸区内主要地方道鶴見溝ノ口舗装道補修(切削)工事」、「中原
	区内一般国道409号舗装道補修(切削)工事」の順に行います。
	ウ 本工事の落札候補者となった者は、以降に落札候補者を決定する本方式対象案件の落
	札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第3
	条の規定に該当する場合は、この限りではありません。
	エ 上記アの対象工事においては、配置できる技術者が1名でも全ての入札に参加するこ
	とが可能です。詳細は、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第4条4を御覧
	ください。
	(2) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

競争入札に 付する事項	件 名 市道東扇島第3号線道路補修(打換)工事
	履行場所 川崎市川崎区東扇島18番地先
	履行期間 契約の日から令和8年3月17日まで
	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。
	(3)次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。
	ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。
	イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。
	ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。
	※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札シ
	ステムによる申込ができません。
参加資格	(4)令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されているこ
	と。
	(5) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録され
	ていること。
	(6)「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による
	中小企業者であること。
	(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
	(8)舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。
dentit to or a	(9) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和 7年 11月 6日 13時 30分 (財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 (1) 本工事は、「川崎市請負工事変動型最低制限価格方式」試行対象案件です。
	ア 開札後、本人札が有効に成立した場合は、「川崎市工事請負契約に係る最低制限価格 取扱要綱・運用指針」によって算出した最低制限価格(以下、「現行の最低制限価格」
	収扱安納・運用指卸」によりて鼻面した取園制版価格(以下、「現1の取園制版価格」 という。)及び予定価格を示した保留通知を入札参加者に発行します。
	イ 積算疑義申立て期間終了後、現行の最低制限価格から予定価格の間にあった応札(以
	下、「有効札」という。)について、標準偏差を取り、有効札の平均生標準偏差の範囲内
	の平均値(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を本入札
	の最低制限価格として設定します。
その他	ただし、当該金額が予定価格に10分の9.5を乗じて得た金額(10,000円未
	満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を超える場合にあっては1
	0分の9.5を乗じて得た金額を本入札の最低制限価格とします。
	ウ 上記イにかかわらず、有効札が5者に満たない場合、あるいは予定価格超過により、
	再度入札となった場合については、現行の最低制限価格を本入札の最低制限価格としま
	す。詳細は「川崎市請負工事変動型最低制限価格方式試行要領」第3条及び第4条を御
	覧ください。
	(2)「川崎市入札契約に関する共通事項」及び「川崎市競争入札参加者心得」も併せて御確
	認ください。

(案件14)

競争入札に	件 名 一般県道真光寺長津田舗装道補修(切削)工事
付する事項	履行場所 川崎市麻生区岡上2丁目26番地先
	履行期間 契約の日から令和8年3月31日まで
	(1)川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。
	(3)次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。
	ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。
	イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。
	ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。
	※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札シ
	ステムによる申込ができません。
42 L-V 2 3 L6	(4)令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されているこ
参加資格	と。
	(5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。
	(6) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「C」で登録され
	ていること。
	(7)「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による
	中小企業者であること。
	(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
	(9)舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。
	(10) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)
示す場所等	電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和 7年 11月 6日 13時 30分 (財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免 ·
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

競争入札に 付する事項	件 名 市道砂子14号線道路補修(切削)工事
	履行場所 川崎市川崎区東田町 5 番地先
11 / 07 7	履行期間 契約の日から令和8年3月17日まで
	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。
	(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。
	ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。
	イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。
	ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。
	※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札シ
	ステムによる申込ができません。
<i>-</i> >> 1-11 √27 1-1-12	(4)令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されているこ
参加資格	と。
	(5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。
	(6)令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「C」で登録され
	ていること。
	(7)「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による
	中小企業者であること。
	(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
	(9)舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。
	(10)主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)
示す場所等	電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和 7年 11月 6日 13時 30分 (財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免 mi
契約書作成 入札の無効	要 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。
C 47 IE	#1 Japanos / Junga up a · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

競争入札に	件 名 麻生区内市道尻手黒川線舗装道補修(歩道)工事
	履行場所 川崎市麻生区上麻生4丁目18番地先
付する事項	履行期間 契約の日から令和8年3月31日まで
	(1)川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。
	(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。
	アー令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。
	イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。
	ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。
	※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札シ
	ステムによる申込ができません。
6-1-VI.11	(4)令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されているこ
参加資格	と。
	(5)川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。
	(6)令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「C」で登録され
	ていること。
	(7)「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による
	中小企業者であること。
	(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
	(9)舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。
	(10)主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)
示す場所等	電話番号 044-200-2099
入札日時等 入札保証金	令和 7年 11月 6日 13時 30分 (財政局資産管理部契約課土木契約係)
契約書作成	<u>免</u> 要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
	(1) 本工事は、「川崎市請負工事変動型最低制限価格方式」試行対象案件です。
	ア 開札後、本入札が有効に成立した場合は、「川崎市工事請負契約に係る最低制限価格
	取扱要綱・運用指針」によって算出した最低制限価格(以下、「現行の最低制限価格」
	という。)及び予定価格を示した保留通知を入札参加者に発行します。
	イ 積算疑義申立て期間終了後、現行の最低制限価格から予定価格の間にあった応札(以
	下、「有効札」という。)について、標準偏差を取り、有効札の平均±標準偏差の範囲内
	の平均値(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を本入札
その他	の最低制限価格として設定します。
C 07 E	ただし、当該金額が予定価格に10分の9.5を乗じて得た金額(10,000円未
	満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を超える場合にあっては1
	0分の9.5を乗じて得た金額を本入札の最低制限価格とします。
	ウ 上記イにかかわらず、有効札が5者に満たない場合、あるいは予定価格超過により、
	再度入札となった場合については、現行の最低制限価格を本入札の最低制限価格としま
	す。詳細は「川崎市請負工事変動型最低制限価格方式試行要領」第3条及び第4条を御
	覧ください。
	(2)「川崎市入札契約に関する共通事項」及び「川崎市競争入札参加者心得」も併せて御確

競争入札に 付する事項	件 名 中原区内主要地方道幸多摩線高欄補修及び道路防護(擁壁)工事
	履行場所 川崎市中原区中丸子744番地先
リンの事項	履行期間 契約の日から令和8年3月31日まで
	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。
	(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。
	ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。
	イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。
	ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。
	※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札シ
	ステムによる申込ができません。
参加資格	(4)令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されているこ
	と。
	(5)令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」種目「道路標識設
	置等」で登録されていること。
	(6)「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による
	中小企業者であること。
	(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
	(8) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。
	(9) 主任技術者(業種「とび・土工」)を配置できること。
契約条項を	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)
示す場所等	電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和 7年 11月 6日 13時 30分 (財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金 契約書作成	
入札の無効	ーニーター 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

競争入札に 付する事項	件 名 今井中央橋橋りょう整備(高欄改良)工事
	履行場所 川崎市中原区今井南町1番地先
	履行期間 契約の日から令和8年3月31日まで
	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。
	(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。
	ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。
	イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。
	ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。
	※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札シ
	ステムによる申込ができません。
参加資格	(4)令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されているこ
	と。
	(5)令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」種目「道路標識設
	置等」で登録されていること。
	(6)「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による
	中小企業者であること。
	(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
	(8) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。
	(9) 主任技術者(業種「とび・土工」)を配置できること。
契約条項を	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)
示す場所等	電話番号 044-200-2099
入札日時等 入札保証金	令和 7年 11月 6日 13時 30分 (財政局資産管理部契約課土木契約係) 免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件19)	
66.6	件 名 武蔵新城駅周辺自転車等駐車場第1施設ラック更新工事
競争入札に付する事項	履行場所 川崎市中原区上新城2丁目1番地ほか1箇所
11 / OT'A	履行期間 契約の日から令和8年3月31日まで
	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。
	(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。
	ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。
	イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。
	ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。
	※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札シ
	ステムによる申込ができません。
	(4) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されているこ
	(5) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」種目「その他のと
	び」で登録されていること。
	(6)令和7·8年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が30点以上であること。 (7)「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による
	中小企業者であること。
	(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
	(9) とび・土工工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
	ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場
	合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建
参加資格	設業の許可でも可とします。
	また、本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未
	満となった場合は特定建設業の許可を要しません。
	(10) 監理技術者資格者証(業種「とび・土工」)の交付を受けた技術者を専任で配置できる
	こと。
	※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなけれ
	ばなりません (別に定める場合は、この限りではありません。)。
	ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場
	合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技
	術者でも可とします。
	本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満とな
	った場合は監理技術者を要しません。
	また、本工事の請負代金が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)未
	満となった場合は専任を要しません。
	なお、建設業法第26条第3項ただし書及び同項第2号により専任義務を緩和する場合
	の監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者を批准されて記聞することも悪います。
	場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。

情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円 未満(建築一式工事については2億円未満)の工事については2現場までの兼務を可とし

ます。

	詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。
契約条項を	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)
示す場所等	電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和 7年 11月 18日 13時 30分 (財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

競争入札に 付する事項	件 名 武蔵小杉駅周辺自転車等駐車場第3施設ラック更新工事
	履行場所 川崎市中原区新丸子東3丁目1111番地先
	履行期間 契約の日から令和8年3月31日まで
	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。
	(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。
	ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。
	イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。
	ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。
	※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札シ
	ステムによる申込ができません。
参加資格	(4)令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されているこ
沙川貝 俗	と。
	(5)令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」種目「その他のと
	び」で登録されていること。
	(6)令和7・8年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が30点以上であること。
	(7)「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による
	中小企業者であること。
	(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
	(9) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。
	(10) 主任技術者(業種「とび・土工」)を配置できること。
契約条項を	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)
示す場所等	電話番号 044-200-2099
入札日時等 入札保証金	令和 7年 11月 6日 13時 30分 (財政局資産管理部契約課土木契約係) 免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(米円21)	件 名 王禅寺余熱利用市民施設ろ過設備その他補修工事
競争入札に 付する事項	履行場所 川崎市麻生区王禅寺1321番地
	履行期間 契約の日から令和8年3月31日まで
	(1)川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。
	(3)次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。
	ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。
	イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。
	ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。
	※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札シ
	ステムによる申込ができません。
	(4)令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されているこ
参加資格	と。
	(5) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生
	設備(川崎市上下水道指定)」ランク「C」で登録されていること。
	(6)「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による
	中小企業者であること。
	(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
	(8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。
	(9) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。
	(10) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であ
	ること。
契約条項を	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)
示す場所等	電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和 7年 11月 14日 14時 30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件22)

競争入札に 付する事項	件 名 片平金井原調整池他1箇所ポンプ更新工事
	履行場所 川崎市麻生区片平8丁目4番他1箇所
117017	履行期間 契約の日から令和8年3月31日まで
	(1)川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。
	(3)次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。
	ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。
	イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。
	ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。
∕ 2 +n ⁄⁄⁄⁄⁄⁄⁄⁄⁄⁄ +⁄⁄⁄⁄	※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札シ
参加資格	ステムによる申込ができません。
	(4) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」で登録されていること。
	(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
	(6)機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。
	(7) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。
	また、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更す
	ることができます。
契約条項を	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)
示す場所等	電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和 7年 11月 12日 14時 30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

444	件 名 日本民家園旧山田家住宅ほか6棟改修その他工事
競争入札に 付する事項	履行場所 川崎市多摩区枡形7丁目1番1号
11) 27	履行期間 契約の日から令和8年7月31日まで
	(1)川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。
	(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。
	ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。
	イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。
	ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。
	※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札シ
	ステムによる申込ができません。
	(4)令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されているこ
	と。
	(5) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク
	「B」で登録されていること。
	(6)「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による
	中小企業者であること。
参加資格	(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
沙州其伯	(8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
	ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場
	合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建
	設業の許可でも可とします。
	また、本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未
	満となった場合は特定建設業の許可を要しません。
	(9) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を配置できること。
	ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場
	合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技
	術者でも可とします。
	本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満とな
	った場合は監理技術者を要しません。
	(10) 次の類似工事施工等実績(元請に限る。)を平成22年4月1日以降に有すること。
	国又は都道府県指定重要文化財建造物(木造)の改修又は補修工事
dentit to or a	ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和 7年 12月 1日 14時 30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件24)

	件 名 川中島小学校教室等改修その他工事
競争入札に 付する事項	履行場所 川崎市川崎区川中島2丁目4番19号
11 7 3 7 7	履行期間 契約の日から令和8年3月17日まで
	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。
	(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。
	ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。
	イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。
	ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。
	※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札シ
	ステムによる申込ができません。
参加資格	(4)令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されているこ
	と。
	(5) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク
	「C」で登録されていること。
	(6)「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による
	中小企業者であること。
	(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
	(8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。
	(9)主任技術者(業種「建築」)を配置できること。
契約条項を	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)
示す場所等	電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和 7年 11月 21日 14時 30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金 契約書作成	免 要
入札の無効	安 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件25)	
±± 4 → 1:1)	件 名 かわさき南部斎苑改修その他その2工事
競争入札に付する事項	履行場所 川崎市川崎区夜光3丁目2番7号
	履行期間 契約の日から令和8年8月31日まで
	(1)川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2)川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。
	(3)次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。
	ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。
	イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。
	ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。
	※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札シ
	ステムによる申込ができません。
	(4)令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されているこ
	٤.
	(5) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク
	「B」で登録されていること。
	(6)「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による
	中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営東西家本の総合証字は通知書も有していること。
	(7)有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8)建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
	(8) 建築工事業に係る特定建成業の計事を支げていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場
	合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建
	設業の許可でも可とします。
参加資格	また、本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未
	満となった場合は特定建設業の許可を要しません。
	│ │ (9)監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。
	※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなけれ
	ばなりません(別に定める場合は、この限りではありません。)。
	ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場
	合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技
	術者でも可とします。
	本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満とな
	った場合は監理技術者を要しません。
	また、本工事の請負代金が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)未
	満となった場合は専任を要しません。
	なお、建設業法第26条第3項ただし書及び同項第2号により専任義務を緩和する場合
	の監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現
	場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
	情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円
	未満(建築一式工事については2億円未満)の工事については2現場までの兼務を可とし
	ます。
初始夕西ナ	詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。

示す場所等	電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和 7年 12月 1日 14時 30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

競争入札に付する事項	件 名 川崎駅前東口公衆トイレ改修工事
	履行場所 川崎市川崎区駅前本町26-2番地先
	履行期間 契約の日から令和8年3月25日まで
	(1)川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2)川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。
	(3)次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。
	ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。
	イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。
	ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。
	※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札シ
	ステムによる申込ができません。
参加資格	(4)令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されているこ
<i>沙</i> 川貝们	と。
	ー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	「B」又は「C」で登録されていること。
	(6)「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による
	中小企業者であること。
	(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
	(8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。
	(9) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。
 契約条項を	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)
示す場所等	電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和 7年 11月 14日 14時 30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免 ————————————————————————————————————
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件27)	件名 鷺沼小学校校舎増築電気設備工事
競争入札に	
付する事項	履行場所 川崎市宮前区鷺沼2丁目1番地
	履行期間 契約の日から令和9年3月31日まで
	(1)川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。
	(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。
	ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。
	イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。
	ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。
	※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札シ
	ステムによる申込ができません。
	(4) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録され
	ていること。
	(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
	(6) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
	ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場
	合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建
	設業の許可でも可とします。
	また、本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未
参加資格	満となった場合は特定建設業の許可を要しません。
沙/州貝伯	(7) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。
	※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなけれ
	ばなりません (別に定める場合は、この限りではありません。)。
	ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場
	合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技
	術者でも可とします。
	本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満とな
	った場合は監理技術者を要しません。
	また、本工事の請負代金が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)未
	満となった場合は専任を要しません。
	なお、建設業法第26条第3項ただし書及び同項第2号により専任義務を緩和する場合
	の監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現
	場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
	情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円
	未満(建築一式工事については2億円未満)の工事については2現場までの兼務を可とし
	ます。
	詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。
契約条項を	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)
示す場所等 入札日時等	電話番号 044-200-2100 令和 7年 11月 21日 14時 30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札 保証金	中和 7年 11月 21日 14時 30分 (財政局資產管理部条利課產業条利係) 免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(案件28)	
	件 名 令和7年度道路照明設置その4工事
競争入札に 付する事項	履行場所 川崎市幸区戸手4丁目9-3地先他1箇所
117077	履行期間 契約の日から令和8年3月31日まで
	(1)川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2)川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。
	(3)次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。
	ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。
	イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。
	ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。
	※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札シ
	ステムによる申込ができません。
	(4)令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されているこ
	と。
	(5)令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「照明灯設備」ラン
	ク「A」で登録されていること。
	(6)令和7・8年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。
	(7)「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による
	中小企業者であること。
	(8)有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
	(9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
	ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場
	合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建
参加資格	設業の許可でも可とします。
	また、本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未
	満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。
	(10) 監理技術有貨格有証 (業種「電気」) の交的を支げた技術有を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなけれ
	ばなりません (別に定める場合は、この限りではありません。)。
	ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場
	合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技
	術者でも可とします。
	本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満とな
	った場合は監理技術者を要しません。
	また、本工事の請負代金が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)未
	満となった場合は専任を要しません。
	なお、建設業法第26条第3項ただし書及び同項第2号により専任義務を緩和する場合
	の監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現
	場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
	情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円
	未満(建築一式工事については2億円未満)の工事については2現場までの兼務を可とし
	ます。
	ラングロント 「ユ 4 まのか」を用したフ 北 2 までる。 さ かの思わ と かりと 、

詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。

契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒 210 - 8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和 7年 11月 19日 14時 30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。